

「別居・離婚と共同子育て」勉強会

昨年4月1日に民法が一部改正され、民法766条に離婚後の非親権親と子との面会交流が明記されました。たとえ親同士が離婚したとしても、親子の関係は変わりません。しかし、我が国では「子ども連れ去り・親子引き離し」が横行し、長い年月にわたって放置されてきました。このような会えない親子の問題は、民法改正によって改善されているのでしょうか？

離れて暮らす親子が共に健全に成長していくためには、親子の交流に十分な時間をかけることが大切なのは言うまでもありません。「月1回2時間」の面会交流では不十分なのは明らかです。さらに、離婚していない別居夫婦の場合には、民法766条（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）による面会交流ではなく、民法820条（親権を行う者の監護及び教育の権利義務）が保障されなければならないと考えます。しかし、現状では連れ去った親に対して監護者の指定が安易に行われています。このような親子の関係を破壊するような現状を、早急に改善する方法はないのでしょうか。

ハーグ条約の早期批准が表明された今こそ、我が国の会えない親子の問題を見つめ直す良い機会だと考えます。そこで今回の勉強会では、離婚後の親子の問題に積極的に提言をされている弁護士の後藤富士子氏に話題提供をお願いしました。そして、法律家や面会交流支援者の他、わが子に会えない親、親に会えなかった元子どもといった当事者が意見を出し合って、より良い解決策を模索していきましょう。

日 時：平成25年3月9日（土）

13:30~16:30

場 所：科学技術館6階第1会議室

東京都千代田区北の丸公園2-1

TEL：03-3212-3939

参加費：1000円

その他：予約不要・どなたでも参加できます



スケジュール

- | | | |
|-------|---|----------------|
| 13:30 | 開会挨拶・趣旨説明 | 渡辺隆之（親子ネット副代表） |
| 13:45 | 話題提供講演「離婚紛争と共同子育て」 （休憩） | 後藤富士子（弁護士） |
| 15:00 | 討論「別居・離婚と親権・監護権はどうあるべきか」 （法律、心理、育児、面会支援の専門家、当事者に参加打診中） | |
| 16:15 | アピール採択 | |
| 16:25 | 閉会挨拶 | 神部進一（親子ネット代表） |

主催：親子の面会交流を実現する全国ネットワーク（親子ネット）

問い合わせ先：090-3003-6136（神部）

講演要旨

男女共同参画社会基本法やDV防止法が制定されてから、離婚紛争は変貌しました。妻がある日突然に子どもを連れて姿を消し、居所を秘匿したまま、弁護士が盾になって離婚請求してくる、という具合です。そのため、4年も5年も会えないまま離婚判決が確定するケースさえあります。

日本では、「子の奪取」という概念すら認められていませんから、配偶者に無断で子どもを連れ去って引き離すことも、違法とされないのです。しかし、これを違法とし、禁止する法律を作って、奪取した親に制裁を加えることで、解決できるのでしょうか？子どもの身柄を他方配偶者のもとに戻すことで解決できるのでしょうか？ 制裁を受ける親も、子どもの親です。子どもの身柄を法的正当性で強制的に移動させるのは、子どもにとって迷惑じゃないのでしょうか？ 両親が自分をめぐって争うのを見ることは、子どもの不安を増長させるだけではないのでしょうか？

このように考えてくると、「共同親権」を主張する親が、実は親権を争っているだけの場合が少なくありません。「親権」を争うのではなく、「共同子育て」を実現することこそが大事ではないのでしょうか？ それは、現行法でも可能です。つまり、離婚前は「共同監護命令」を、離婚判決では「親権と監護権の分属」を、裁判官が決定すればいいのです。こうなると、夫婦として紛争状態にある父母が「子育てにどのようにかかわっていけばいいのか」を迫られます。そこで、単に「親権争い」をしている親は馬脚を現すことになり、そして、「子育て」に真面目に取り組む親は、解決を図ることによって人間的に成長していきます。

カリフォルニア州の義務的離婚調停の大前提にあるのは、「最良の親は両親である」「当事者の方が、裁判官のような権威をもつ部外者よりも、自分自身の人生について一般によりよい決定ができる」ということです。日本の当事者の皆さんも、自己決定権を掲げ、自分で解決していくために裁判所を利用するようにしましょう。

(弁護士 後藤富士子)

